

お知らせ

計量器(はかり)の定期検査を実施します



問い合わせ 産業振興課商工観光担当

計量法の規定により、取引や証明に使用する「はかり」は、2年に1回定期検査を受けなければなりません。必ず検定証印または基準適合証印のあるものを使用しましょう。下記の日程で機械式はかり(ひょう量250キログラム以下のもの)の定期検査を行います。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

日時 7月2日(火) 午前10時～正午、午後1時～3時

場所 市役所北側倉庫前

費用 検査手数料(はかりによって異なります)

※集合検査会場における検査手数料の支払いは、キャッシュレス決済のみです(入金・チャージ不可)。

持ち物 はかり(分銅・おもりを含む)、検査手数料(対応キャッシュレス決済サービス)、申請書(後日、埼玉県計量検定所より送付されます。届かない場合は、担当にお問い合わせください)

申し込み 不要(直接集合検査会場へ)

注意事項

- 電気式(デジタル式)はかりや、ひょう量250キログラムを超える機械式はかりは、別途巡回して検査を行います。
- 定期検査を受検できない場合は、定期検査に代わる代検査を利用する必要があります。
- はかりは汚れを落としてきてください。
- ストッパーがある場合は、装着してお持ちください。
- 検査を受けていない「はかり」は取引や証明に使用することができません。
- 検査に合格した「はかり」には、合格シールを貼付します。

検査対象となるはかりの例

- 商品の重さを明示するために使用するもの
- 原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するもの
- 食材などの購入のために使用するもの
- 貨物・荷物の運賃算出等に使用するもの
- 農産物、水産物の売買・出荷のために使用するもの
- 薬の調剤用に使用するもの
- 廃棄物処理業者等が、処理費用の算定に使用するもの
- 自動詰込機(自動はかり)により詰め込んだ商品の重さを最終確認するために使用するもの
- 観光農園や農産物直売所において料金算定や量目表記のために使用するもの
- 保健所(保健相談センター)、病院、学校、幼稚園、保育所、産婦人科医院等で法に定められた健康診断(体重測定)に使用するもの

お知らせ

下水道だより③(一般会計繰入金とは)



問い合わせ 下水道課業務担当 ☎042-989-2771

下水道事業は、公営企業の「独立採算制の原則」に基づき、下水道事業に要する経費を、下水道を使用している皆さんの下水道使用料(私費)により賄い、運営することとされています。

ただし、自然現象に起因する「雨水処理に要する経費」等、下水道使用料で賄うことが適当ではない経費については、国の基準に基づき、市の一般会計から「一般会計繰入金(基準内繰入金)」(公費)として繰り入れています。

一般会計繰入金の推移

(単位:千円)

右の表は、平成30年度以降の決算における、各年度の一般会計繰入金の推移です。

決算年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準内繰入金	165,685	141,021	134,246	158,839	62,138
基準外繰入金	19,773	32,785	27,129	21,645	180,658
合計	185,458	173,806	161,375	180,484	242,796

各年度の事業等の状況により、基準内繰入金の増減はあるものの、近年は一般会計繰入金の合計額が増加傾向にあることが分かります。

これは、物価上昇や電気料金の高騰、老朽化した施設の更新等がある中、近年の下水道事業の経営状況において、資金不足を起こさないよう、国の基準によらない「基準外繰入金」に依存せざるを得ない状況にあることが要因です。今後、基準外繰入金を可能な限り低減させていくことが望まれます。